

「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクール

JAグループがすすめる「みんなのよい食プロジェクト」の一環として、これからの食・農を担う次世代の子どもたちに、お米・ごはん食、稲作など、日本の食卓と国土を豊かに作りあげてきた稲作農業全般についての学びを深めてもらうとともに、子どもたちの優れた作品を顕彰することをつうじて、稲作農業の多面的機能と、お米・ごはん食の重要性を広く周知するために開催しています。



美味ちゃん ©みんなのよい食プロジェクト

＜過去の全国受賞作品＞

JAグループ (<https://life.ja-group.jp/education/contest/no47>) でもご覧いただけます。



＜茨城の受賞作品および応募作品＞

JAグループ茨城専用HP (<https://www.ib-ja.or.jp/sakubunzugaconcool/>) からご覧いただけます。



※学年は受賞当時のものです。

図画部門

第46回 JA 茨城県中央会会長賞



「ぼくのおとうさん、おかあさんの田んぼ」
筑西市立鳥羽小学校1年 山口 翼 さん

第47回全国農業協同組合中央会会長賞 第47回 JA 茨城県中央会会長賞



「キャンパスごはん」
笠間市立友部小学校5年 大関 寧 さん

作文部門

第47回内閣総理大臣賞と第47回 JA 茨城県中央会会長賞

私は「ごはん」と同じく、西洋のクラシック音楽が大好きです。いつも私のとなりに相棒のピアノがあつて、素敵な音楽に囲まれた生活をしています。家かなオーケストラの演奏以外にも、私たちの周りには興味深い音楽があふれています。私は、ちよつとした好奇心から、お米作りと音楽の結び付きの可能性を探りたくまりました。私は、ゆつくりと目を閉じて、心を落ち着かせて、水田に耳をすませました。すると、静かな水田から四季折々の様々な音楽が聞こえてきました。水田には、ときには二ノクで、ときにははるかに、そしてときには心をやわやわと、そんな多彩なオーケストラがひびきかっているようでした。私の家の目の前には、雄大な筑波山を背景にした水田が、一面に広がっています。普段は気に留めない水田の音でも、注意深くきくとリズムをとるとなると連続的なリズムが聞こえてきます。春の季節には、水田からは土をうるおす水のせせらぎが聞こえてきます。すんだ水の流れる音は、心にうるおいを与え、どこか生命力を感じさせます。水田にセキレイが訪れると、チッチチツといったかわいらしいさえずりも聞こえてきます。それは私の心を和ませてくれます。夏の季節には、水田から風に吹かれる稲の音が聞こえてきます。丈夫に育った稲の葉の間に緑風が吹いて、サラサラと優しい音を奏でます。それは、私をさわやかな気持ちにさせてくれます。また、星空の夜には、水田に生まれたカエルたちのケロケロ、クワクワといった大合唱が聞こえてきます。声楽家のように堂々と歌うカエルたちの演奏は、自由ながらも同一のせん律をくり返して、まるで輪唱をしているようです。水田は夕立のときにも音を奏でます。大つぶの雨がザザザと稲の葉を打つ音は、恵みの雨を喜ぶ稲たちがさわさわしたようです。秋の季節には、黄金色の重そうな稲穂が大きく揺れるワサワサといった音が聞こえてきます。鈴虫の鳴き声をアクセントにして幻想的な楽曲をアンサンブルしているようです。しかし、冬の季節には、水田の稲はすっかり収穫され、水はなくなり、季節の小鳥たちも冬眠の時期をむかえます。ひっそりと静まり返った水田からは、木ががらしが吹いたときのかわいた音だけが聞こえてきます。それは、寒さときびしさを感じさせます。そのようなときには、にぎやかな水田のオーケストラも、春の交きよう曲の演奏に備えて一休みです。きつと来春のコンサートに向けて、新しい楽曲の創作にいらしていただきたいと思います。

水田がおりなす音楽には、豊かなオーケストラとは違った音楽の美しさと楽しさが感じられます。それらは、四季折々の稲たちができるのは、豊かな自然環境が育んだオーケストラだからなのだと思えます。

「水田のオーケストラ」
筑西市立古里小学校6年 戸頃 結 さん



課題
作文・図画
両部門共通

毎日のごはんでおいしかったことや家族とのコミュニケーション、お米・ごはん食に関する思い出や考えたことなどを素直な気持ちで自由に表現して下さい。
参加賞あり（茨城県産米）

「国消国産（こくしょうこくさん）」とは、自分たちが食べる食材は、できるだけ自分たちの国でつくるという考え方です。詳しくは特設サイトからご覧いただけます。

しめきり日 令和5年9月7日(木) 必着

応募資格	小学校および中学校に在籍する児童・生徒。特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒。
応募規格 (枚数・大きさ)	【作文部門】 1部 小学校1年生～3年生（400字詰め原稿用紙2枚以内、またはマス目の大きい原稿用紙で800字以内） 2部 小学校4年生～6年生（400字詰め原稿用紙3枚以内） 3部 中学校1年生～3年生（400字詰め原稿用紙4枚以内） 【図画部門】 1部 小学校1年生～3年生（B3判、もしくは四つ切りの市販画用紙を使用。画材は特に制限しません。） 2部 小学校4年生～6年生 3部 中学校1年生～3年生
賞	内閣総理大臣賞 作文・図画部門各1名……………計2名 文部科学大臣賞 各部門各部門ごとに1名……………計6名 農林水産大臣賞 各部門各部門ごとに1名……………計6名 全国農業協同組合中央会会長賞 各部門各部門ごとに1名……………計6名 優秀奨励賞 各部門各部門ごとに15名……………計90名 学 校 奨 励 賞 内閣総理大臣・文部科学大臣・農林水産大臣各賞受賞者所属校……計14校

主催：農業協同組合／都道府県農業協同組合中央会／全国農業協同組合中央会
後援：内閣府／文部科学省／農林水産省／子ども家庭庁／全国都道府県教育委員会連合会／全国市町村教育委員会連合会／日本放送協会（NHK）／全国連合小学校長会／全日本中学校長会／（公社）全国学校図書館協議会／（公社）日本PTA全国協議会／（公社）米穀安定供給確保支援機構
協賛：全国農業協同組合連合会／全国共済農業協同組合連合会／農林中央金庫／全国厚生農業協同組合連合会／（株）日本農業新聞／（一社）家の光協会／（一社）全国農協観光協会

本コンクールは、みんなのよい食プロジェクトの一環として取り組んでいる事業です。過去の受賞作品は、JAグループHPからご覧いただけます。

耕そう、大地と地域のみらい。 JAグループ

応募総数 第47回「ごはん・お米とわたし」作文部門：33,246点 図画部門：44,411点
作文・図画コンクール R4年度茨城県応募総数(作文：3796点、図画：3424点)

個人作品貼付用 応募票

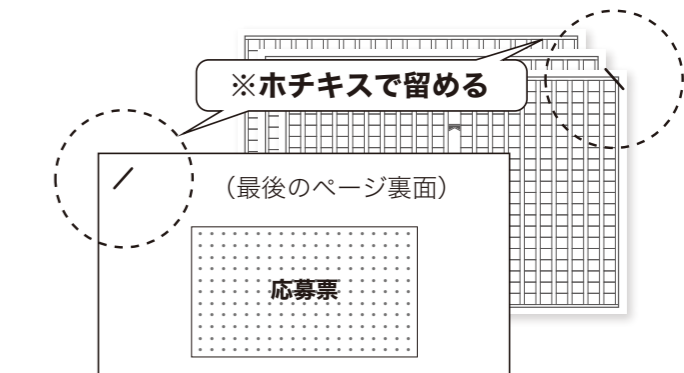
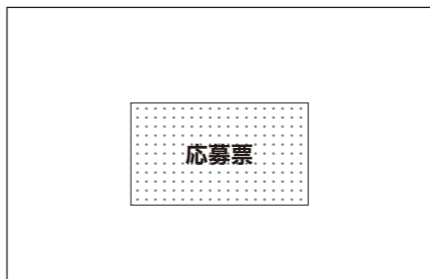
作品の題名		
フリガナ		性別
氏名		男・女
フリガナ		
学校名	立	学校 年 組

(注)1.必要事項を記入の上、作文および図画作品に**貼付(糊付け)**してください。**(太い線で囲まれた部分は、必ずご記入ください)**
 2.コピーしてお使いください。
 3.送付前に先生による確認をお願いいたします。

作文の場合(表面)

※作文については、用紙は開いた状態で右上ホチキス留めとし一番後ろの用紙の裏面に応募票を貼付してください。

【貼付見本】図画の場合(裏面)



応募者一覧表(学校記入用)

(学校→中央会)

学校名	立	学校
〒		TEL
学校所在地		

担当教師名

応募作品数

	小学校 1年	2年	3年	4年	5年	6年	中学校 1年	2年	3年	合計
作文										名
図画										名

※コピーしてお使いください。 ※応募作品数は各部ごとに上限はございません。 ※学年ごとに作文と図画の応募人数をご記入下さい。 ※ご提出いただいた人数分、参加賞をお送りいたします。
 ※応募者については、各学校ごとに管理して下さい。※必ず、作品と一緒にご提出下さい。
 ※コンクール実施要領は、JAグループ茨城のHP(<https://www.ib-ja.or.jp/sakubunzugaconcool/>)にも掲載しております。

※今年度より作品の提出先がJA茨城県中央会に変更となっております。ご注意ください。



第48回「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクール実施要領

令和5年5月 茨城県農業協同組合中央会

主催: 農業協同組合／茨城県農業協同組合中央会／茨城県JA農政・地域振興対策協議会／茨城新聞社
後援: 茨城県／茨城県議会／茨城県教育委員会／茨城県農業会議／全国農業協同組合連合会茨城県本部／NHK水戸放送局／茨城放送／日本農業新聞東日本統括支所／家の光協会

課題(作文・図画両部門共通)

毎日のごはんでおいしかったことや、家族とのコミュニケーション、お米・ごはん食に関しての思い出や、考えたことなどを素直な気持ちで自由に表現した作品とします。

応募方法

- 応募作品には必ず**右の応募票**を貼付してください。なお、作文については、用紙は開いた状態で右上ホチキス留めとし、一番後ろの用紙の裏面に応募票を貼付してください。
- 応募の際は、作文・図画毎に必ず**右の応募者一覧表**を添付して作品とともに提出ください。
- 作品には、「**ごはん・お米とわたし**」以外の題名をつけるよう指導してください。

応募規則

応募は本人の未発表でオリジナルの作品に限ります。また、他のコンテストに応募していない作品に限ります。他人の写真や作品を模写・模倣したものは応募できません。著作権、商標権、肖像権など、他者の権利を侵害する作品は応募できません。入賞通知後でも、当該入賞作品がすでに発表済みやオリジナルでない作品と判明した場合、応募規則への違反や、虚偽の報告が判明した場合は受賞を取り消します。

(注)本人による直筆を原則とし、パソコンなどにより作成した原稿は応募不可とします。ただし、視覚・手に障害をもつ児童・生徒については、その旨を特記事項として、応募票の欄外に記述した場合のみ、パソコンなどで作成した原稿の応募を認めます。

作品の著作権と個人情報について

- 作品を応募することによって、応募作品をJAグループの広報活動および諸事業のために利用することに予め承諾したものとします。その際、作文の部分的な抜き出しや、図画のサイズの変更・トリミングなど一部改変させていただく場合があります。また、印刷等の都合上、実際の作品と色が多少異なる場合がございます。
- 記入いただいた個人情報は、入賞通知・発表や表彰式などのほか、県名、学校名、学年、氏名等の一部情報についてはプレスリリース等のメディアへの発表、本会の広報媒体(入賞作品やホームページ等)への露出や作品展示などの広報活動および諸事業活動で公表・使用することがあります。上記および法令等により開示を求められた場合を除き、承諾なくコンクール関係者以外の第三者に個人情報を提供することはありません。
- 作品を応募することによって、上記の個人情報の使用に許諾したものとします。

応募数: 作文・図画とも、1学校あたりの応募作品数の上限はございません。

参加賞について: ご提出いただいた人数分、参加賞をお送りいたします。

作品の返却について: 応募いただいた作文・図画については返却いたしません。

全国コンクールへの出品: 県審査の結果、作文9点(各部とも3点)、図画9点(各部とも3点)を全国コンクールへ出品します。

本県コンクールの賞(作文・図画各部門)

- 最優秀賞 JA茨城県中央会会長賞(1点)
- 優秀賞 各1点
 - 茨城県知事賞、茨城県議会議長賞、茨城県教育委員会教育長賞、茨城新聞社長賞、茨城県農業会議会長賞、NHK水戸放送局長賞、茨城放送社長賞、日本農業新聞東日本統括支所長賞、家の光協会会長賞
- 佳作 9点

第一次・第二次審査を通過し、全国審査へ推薦した作品を中心に各賞を選定します。また、これらを除き第一次審査を通過した作品を入選とします。

表彰式: 令和6年1月中旬に表彰式を行う予定です。

審査にあたっては、次の基準に従いますので応募の際にはご注意ください。

作文部門審査基準

“上手な作文”よりも下記の点で“よい作文”を評価する。

- 課題に沿った作品であること。
- ごはん・お米に関わる事柄や問題点を、年齢相応に正しく理解しており、かつ、年齢相応の言葉で表現していること(子どもはよく難しい言葉を使いたがるが、年齢に馴染まないものは好ましくない)。
- 問題のとらえ方や考え方が素直であり、かつ自分の意見・感想を素直に述べていること。
- 自分の生活経験がにじみ出ていること(抽象的、一般的なことのみに終始するものは好ましくない)。
- 作品全体に希望や明るさが感じられること。
- 規定の枚数であること。
- 誤字、脱字がなく、その他の表記も明確であること(誤字、脱字、添削跡などについては減点の対象になります。必要に応じて、本人に差し戻し、清書させてください)。
- 作文用紙は1枚目の1行目に作品の題名、2行目に学校名、学年、氏名、3行目から本文を書き出す。**(学校名、学年、氏名が3行になる場合は4行目から本文を書き出す。)
- 各部規定の**9割以上**(作品の題名、学校名、学年、氏名を含む)を書いていること。

図画部門審査基準

〈主題のとらえ方について〉

- 子どもらしい発想を尊重する。子どもは時流に敏感なので、のびのびした明るく楽しいアイデアがあるものがよい。
- 理解させるためディスカッションすること。
- 宿題的な押しつけて描かせないこと。
- 〈基準について〉次のようなものは審査の対象外になります**
- ごはん及びお米を主題としていないもの。
- スローガンや文字を入れたポスター的なもの。**
- おとぎ話や童謡をモチーフにしたもの。
- 漫画やアニメなどのキャラクターを挿入したもの。**
- よむすびやお米に顔や手・足の出ているもの(擬人化したもの)および実在しないもの(空想やファンタジー性のあるもの)。**
- 石、木片などを貼りつけたもの。
- 紙の寸法が極端に大きかったり小さいもの。
- 紙がボール紙のように厚かったり、半紙のように薄いもの。
- 台紙に貼って応募したもの。
- メーカー名や企業名、ロゴマークなどを使用したもの、および宣伝になる恐れがあるもの。
- パソコンなどでデジタル的に描かれたもの。(ただし、キャンバスボードに油絵で描いたもの、あるいは石版画、シルクスクリーン、木版、スクラッチボードなどを利用したものは基準内として審査対象とします。また、いわゆる「切り絵」や「貼り絵」についても審査対象とします)
2. 道路交通関連法規などへの違反が疑われるもの(例、トラクターの乗車定員オーバー(2人乗り)、乗車装置でない荷台に乗った姿が描かれたもの など)